「温泉法施行令の一部を改正する政令案」及び「温泉法施行規則の一部を改正する省令案」に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方	
()	【温泉成分分析を受けるべき期間】		
1	定期的な分析の期間については、最長で5年間とすべき。	温泉成分の変化は緩やかに進行する場合が多いとの 現時点での知見等から、10年が適当と考えています。 今後、成分の変化について新たな知見が得られた場 合には、分析期間についても必要に応じ検討を行いま す。	
2	温泉成分の分析をするための温泉水の採取は、利用施設で行うのか。	温泉水の採取は、温泉の利用場所で行うことが原則となります。 ただし、源泉の成分と利用場所の成分に差異がない場合には、源泉で採取することも認められます。	
3	成分分析の結果、温泉の定義を満たさなかった場合 の取扱いを定めることが必要である。	温泉の定義を満たさないことが、常態となった場合は、 利用許可は失効します。一方、一時的な現象である場合は、失効しません。「常態」と「一時的」の判断基準に ついては、現在、検討を行っています。	
【相続・合併等の承認の申請手続】			
4	法人の承継に、合併等の後の申請も認められるならば、登記事項証明も添付書類になりうるのではないか。	法人の合併等の承継は、合併等の前の申請のみ認められます。	
5	法定相続人以外が事業を承継する場合があるため、遺言書も添付書類になりうるのではないか。	法定相続人以外が事業を承継する場合は、許可の承 継の対象になりません。	
	【許可申請への添付書類の追加】		
6	掘削許可の基準である「公益侵害のおそれがないこと」を審査するための書類として、全ての都道府県に は、主通する具体的な内容を盛込むべきである。 例えば、天然ガスが発生した場合のガスの濃度や、安全対策の内容など。	現時点では、全ての都道府県に共通する内容はなく、 各都道府県における必要に応じて定めるべきものと考えます。また、温泉に関する天然ガス安全対策については、現在、検討を進めており、御意見は今後の検討の参考といたします。	
[-	その他】		
7	, ガスセパレーター・ガス検知器の設置・点検の義務付け、メタンガスの大気放出の禁止を行うべきである。	温泉に関する天然ガス安全対策については、現在、検 討を進めており、御意見は今後の検討の参考といたし ます。	
8	既存の温泉井を閉鎖して、新規の温泉井を掘削する場合には、現地確認、温泉台帳の抹消を確実に行い、 閉鎖がされなかった場合には罰則を適用すべきである。	既存の温泉井の閉鎖が、掘削許可の条件となっている場合には、閉鎖されたことの確認が必要と考えます。	
9	入浴剤を投入する場合の掲示事項について、「入浴剤 の名称」だけでなく、主な成分も追加すべきである。	成分が分からない場合もあるため、省令で義務付けてはいないものです。	